

上里町 地域防災計画

概要版

上里町では、近年発生した災害の教訓を踏まえ、令和4年度に地域防災計画の見直しを行いました。この計画は、災害対策基本法の規定に基づき策定される計画であり、「防災関係機関の処理すべき事務及び業務の大綱」等を定める防災対策の基本となるものです。本書は、上里町地域防災計画の中で、町民の皆さまに知っていただきたい内容を、わかりやすくまとめたものです。多くの皆さまに、本町における災害対策に関心を持っていただくとともに、今後の地域防災力向上に役立てていただくことを目的として作成しています。



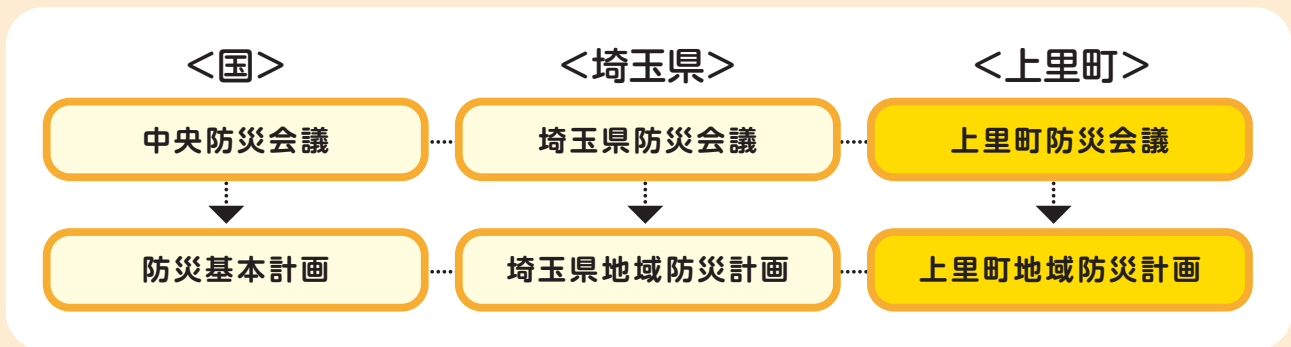
地域防災計画とは

地震や洪水などの自然災害や大規模な事故災害による被害を最小限におさえ、地域に生活する人々の生命、身体及び財産を災害から保護するために、平常時の備えや災害発生時の対応などを定めたものが地域防災計画です。

上里町地域防災計画には、町域で起こりうる災害に対して、町をはじめとする防災関係機関、事業所がそれぞれ果たすべき責務と役割や、町民の皆さまの災害への備えなどが記載されており、町の災害対策の基本となる計画です。

1 計画の体系

「上里町地域防災計画」は、災害対策基本法第42条第1項により、国の防災基本計画に基づき埼玉県地域防災計画と整合を図りながら「上里町防災会議」が作成する計画です。



2 計画の構成

上里町地域防災計画は、次のような構成となっています。

本編	第1編 共通編	計画の目的、防災関係機関などの役割を定めた総則、被害の予防及び災害後の復旧・復興に関する計画
	第2編 風水害対策編	洪水、竜巻等突風等の風害の発生を防止し、又は災害の拡大を防止するため応急的に実施する対策
	第3編 震災対策編	地震による被害の拡大を防止し、又は被害を軽減するため応急的に実施する対策
	第4編 その他災害対策編	大規模水害、複合災害等、町に大きな影響を及ぼす可能性がある災害について、予防及び応急的に実施する対策
	資料編	条例や基準、本編に関連する各種のデータ、様式など

3 計画で対象とする災害

上里町地域防災計画では、町で発生する可能性がある災害を対象としています。

■ 風水害(洪水、風害等)

町は、利根川や烏川・神流川といった河川に接するほか、町内を流れる御陣場川等の河川も氾濫する危険性があり、比較的平坦な地形ゆえにひとたび洪水が発生すれば大きな被害が発生するおそれがあります。

■ 震災

「平成24・25 年度埼玉県地震被害想定調査報告書」によれば、関東平野北西縁断層帯地震による最大震度が6強と町に最も大きな被害をもたらすおそれがあります。

【上里町における「関東平野北西縁断層帯地震」による被害想定結果】

※被害が最大となるケース

想定最大震度	全壊棟数	半壊棟数	焼失棟数	死傷者	負傷者
6強	533棟	1,376棟	99棟	36人	280人

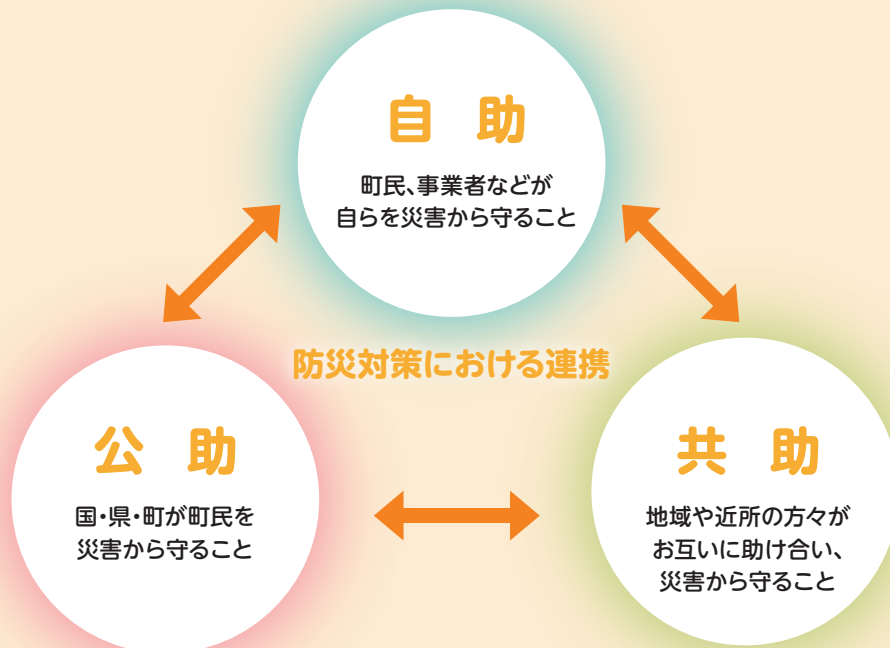
出典)「平成24・25 年度埼玉県地震被害想定調査報告書」

■ その他災害

大規模事故、大規模水害、雪害、火山噴火降灰、複合災害等、町の地域に大きな影響を及ぼす可能性がある災害を想定しています。

4 災害対応の基本方針(自助、共助、公助の連携)

災害時の行政の対応能力には限界があります。そのため、大規模災害時における災害対応は、行政が被災した方々を支援する「公助」とともに、自分自身や家族の安全を守る「自助」、地域や近所の方々とお互いに助け合う「共助」が互いに連携し一体となることで、被害を最小限にできるとともに、早期の復旧・復興につながるものとなります。



こうした観点に立ち、自助、共助、公助の連携のもとに、地域における防災力の整備、強化を図り、町民の誰もが安心して暮らせる災害に強いまちづくりを推進します。

風水害対策

1 風水害予防対策

- 降雨による浸水から町民の皆さまの生命、身体及び財産を守るため、河川、用・排水路の改修整備の充実を図るとともに流域治水の取組を推進します。
- 災害情報の収集、伝達体制を整備し、関係機関と連携した救出救助、水防・消防、避難、医療救護など、様々な活動体制の整備を進めます。
- 他の自治体、各種団体などとの災害時応援協定の締結を進めていきます。
- 防災ガイド・ハザードマップの配布や町のホームページにより、浸水想定区域や指定緊急避難場所・指定避難所、災害発生時の行動基準などをお知らせします。

2 風水害応急対策

活動体制の確立

風水害は震災と異なり、気象情報を事前に把握することができるため、あらかじめ活動体制を確立し、災害発生に備えることができます。計画では、気象台からの気象警報の発表や台風の進路予報などにに基づき、災害発生のおそれがある場合の活動体制や職員の動員計画などを定めています。

応急対策活動

風水害における避難行動は、災害が発生する前に避難を実施し、人命を保護することが重要です。町は、気象情報などを収集するとともに、災害発生危険性が高くなった場合、避難に関する情報を発令します。また、指定避難所を開設し、危険区域にお住まいの方々の避難支援を行います。

3 風水害復旧復興対策

災害復旧事業

被災した公共施設などについて、災害復旧事業計画を作成し、国や埼玉県の財政援助措置を受けながら速やかに施設の復旧を図ります。


被災した方々の生活再建に向けた支援

災害発生後の人心の安定と社会秩序の維持を目的として、被災した方々の生活再建などの支援を行います。

<災害時の避難情報(警戒レベル)>

町は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、次に示すように「高齢者等避難」や「避難指示」、「緊急安全確保」といった避難情報を警戒レベルを用いて発令します。避難情報の発令時には、適切な避難行動をとり、危険な場所にいる場合は、町が指定する避難場所や避難所に速やかに避難しましょう。もし身の危険を感じたら、避難情報の発令を待たずに自主的に避難しましょう

警戒レベルと避難情報

	警戒レベル	とるべき避難行動	避難情報等
 <p>高</p> <p>危険度</p> <p>低</p>	警戒レベル5	命の危険 直ちに安全確保!	緊急安全確保 (町が発令)
	警戒レベル4	危険な場所から全員避難 ・過去の重大な災害の発生時に匹敵する状況。この段階までに避難を完了しておく。 ・台風などにより暴風が予想される場合は、暴風が吹き始める前に避難を完了しておく。	避難指示 (町が発令)
	警戒レベル3	危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、状況に応じて自主的に避難するタイミングです。	高齢者等避難 (町が発令)
	警戒レベル2	自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により、自宅等の災害リスクを再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認するなど。	大雨注意報 洪水注意報 (気象庁が発表)
	警戒レベル1	災害への心構えを高める	早期注意情報 (気象庁が発表)

震災対策

1 震災予防対策

- 建物の耐震性・防火性の向上、ブロック塀等の転倒防止対策、オープンスペースの確保などを計画的に行い、安心して生活できる災害に強いまちづくりに取り組みます。
- 地震時に予想される同時多発火災への対策のため、消防団の育成に、より一層努めます。

2 震災応急対策

- **活動体制の確立**
地震災害は前触れなく突然発生するため、迅速な初動活動体制の確立が重要です。計画では、震度に応じた活動体制、職員の動員計画や勤務時間外の参集方法等について記載しています。被害が大きい場合は、埼玉県、自衛隊などの外部機関に応援を要請し、活動体制を強化します。
- **応急対策活動**
地震災害発生直後の初動対応期においては、災害情報の収集と、人命の保護のための活動を重点的に実施します。
また、自主防災組織やボランティアなどと積極的に連携し、きめ細やかな応急対策の実施に努めます。
さらに町は指定避難所を開設し、住民組織を主体とした運営を開始するとともに、被災者相談窓口を設置し、被災した方々への対応を行います。

3 震災復旧復興対策

- **震災復興事業**
震災復興計画は、単に被災した施設を復旧するだけでなく、さらに災害に強い防災都市づくりを目指すとともに、被災した町民への復旧援助対策についての計画とします。
- **罹災証明書の発行と被災者台帳の作成**
被災者の生活再建を支援するために罹災証明書を発行します。また、被災者支援を総合的かつ効率的に実施するため、被災者に関する情報を一元整理した被災者台帳を作成します。

／ その他災害対策 ／

■ 活動体制の確立

事故が発生した場合、まず、警察・消防が初動対応にあたります。警察・消防からの事故情報によって、町として特別な対応を必要とする大規模事故と判断した場合、町は災害対策本部を設置して応急対策活動を実施します。

■ 応急対策活動

大規模事故による災害発生直後の対応では、事故現場の周辺にお住まいの方々への情報伝達や避難支援など、人命の保護のための活動を重点的に実施します。また、周辺の自治体や県内外の消防機関へ応援協力を求め、被害の拡大防止に努めます。



災害用伝言サービス・災害情報等の収集

災害用伝言サービス

災害用伝言サービスを用いて、家族間や知人間などの、安否の確認連絡に活用できます。

災害用伝言ダイヤル

「171」

「171」にダイヤルし、ガイダンスにしたがって録音または再生することができます。

171 + 録音1 + 被災した方の電話番号(市外局番から)

171 + 再生2 + 被災した方の電話番号(市外局番から)

※録音時間は、1回の伝言で30秒以内です。

災害用伝言板

被災した方が伝言を文字によって登録し、携帯電話番号をもとにして伝言を確認できます。

※登録する場合は、各携帯電話会社から災害用伝言板にアクセスし、現在の状態の選択及びコメントの入力をした上、登録してください。確認する場合は、安否を確認したい方の携帯電話を検索し、伝言を確認してください。※登録できる文字数は、1回の伝言で100字以内です。

災害用伝言版

web171

PC、携帯電話等から携帯電話等の電話番号を入力して安否情報を登録・確認できます。

※災害用伝言板web171にアクセスし、電話番号を入力し、伝言の登録または確認をしてください。

災害用音声お届けサービス

携帯電話から音声メッセージを送信することができます。

※対応する携帯電話でアプリケーションをインストールします。送信する場合、電話番号の入力及び録音をして音声を送信します。受信する場合、音声ファイルをダウンロードし、再生します。

※1回の伝言で30秒以内です。

災害・防災情報の収集

防災行政無線

屋外スピーカーから一斉に放送します。

電話応答サービス

防災行政無線の放送内容を聞き直すことができます。

 フリーダイヤル **0120-415-455**

防災情報メール

町の災害や防災等の情報を迅速に受け取れるよう、あらかじめ登録した携帯電話やパソコンに電子メールでお知らせします。

 p-bousaikamisato@m.bmb.jp (登録用メールアドレス)

(QRコード)

※登録用メールアドレスに空メールを送信するか、QRコードを携帯電話で読み取り、メールを送信すると、折り返し「メールサービス本登録のご案内」というメールが届きます。このメール本文の本登録用のアドレスをクリックして、案内に沿って本登録をしてください。

埼玉県防災ポータルサイト

 <https://www.pref.saitama.lg.jp/theme/anzen/index.html>

緊急速報メール(エリアメール)

株式会社NTTドコモが提供する緊急速報「エリアメール」、KDDI株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社が提供する「緊急速報メール」で、避難指示等の重要な緊急情報を町エリア内の対応携帯電話に向け配信します。

気象情報・防災情報ホームページ紹介

国土交通省(防災情報提供センター) <http://www.mlit.go.jp/saigai/bosaijoho/>

国土交通省(川の防災情報) <http://www.river.go.jp/>

気象庁 <http://www.jma.go.jp/>

上里町 <https://www.town.kamisato.saitama.jp/>